

その他費用の検証結果について (託送料)

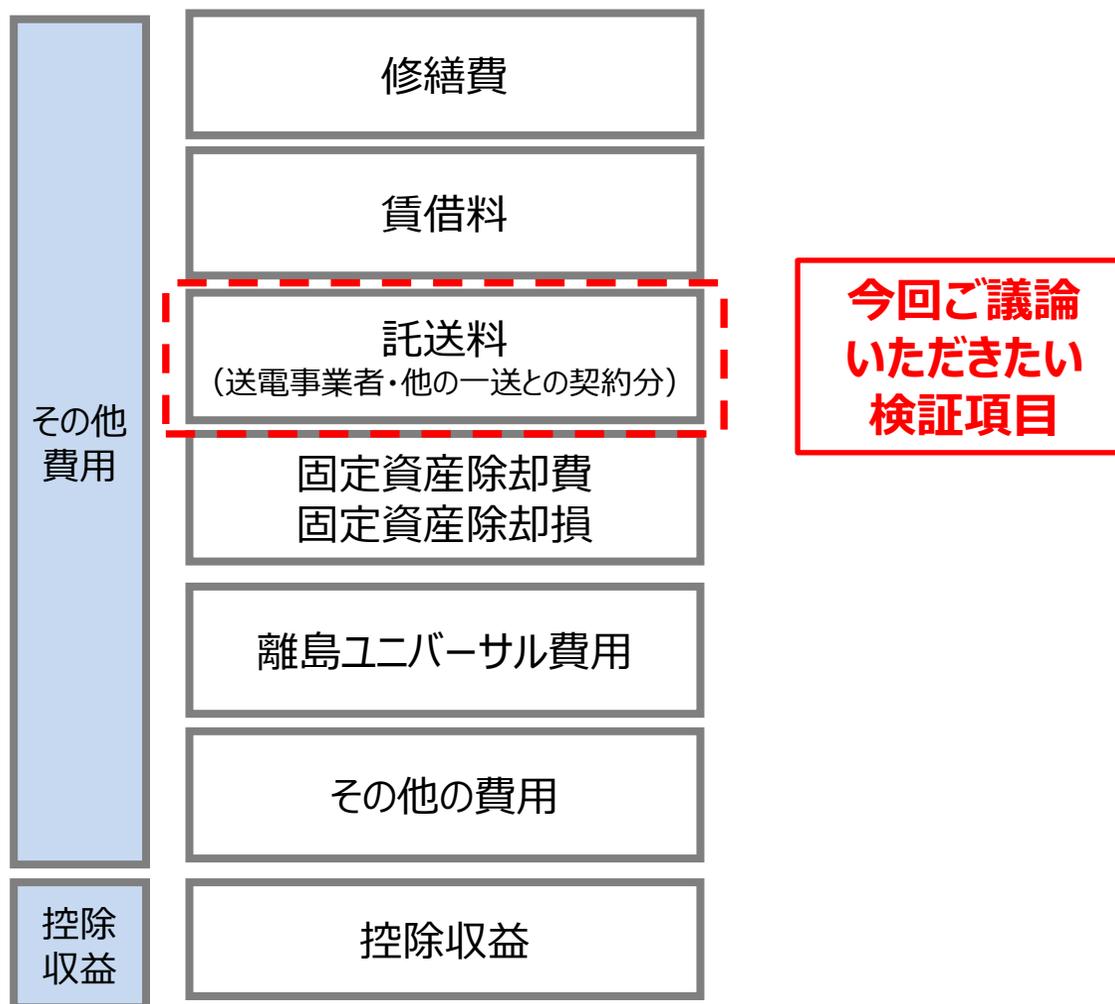
第22回 料金制度専門会合
事務局提出資料

2022年10月19日



本日の検証内容について

- その他費用については、修繕費、賃借料、固定資産除却費及び託送料が大部分を占めている。
- 本専門会合では、その他費用のうち、託送料について、審査要領及び検証作業項目を踏まえた検証結果の報告を行うとともに、その報告内容についてご議論をいただきたい。



③その他費用の検証項目 —費用全体に係る具体的検証事項—

第16回料金制度専門会合
資料4（2022年8月8日）

- その他費用全体において、以下の事項について検証を行う。

実績値、見積り値の推移について

- 過去実績値及び規制期間の見積り値において、異常な推移の有無を確認する。異常な推移があると判断された場合には、その理由の適切性等の検証を行う。
- 規制期間の見積りと過去実績に大きな差異の有無を検証する。ある場合、その理由の合理性を検証する。

費用分類の適正性について

- その他費用として計上された各費用について、本来であれば、CAPEXや、制御不能費用など他の査定区分に分類すべきものが含まれていないか（修繕費、賃借料、託送料等）の検証を行う。

③その他費用の検証項目 ー個別費用における具体的検証事項ー

第16回料金制度専門会合
資料4（2022年8月8日）

- その他費用の費用ごとに、以下の事項について検証を行う。

固定資産除却費

- 更新工事に紐づき発生する除却費の妥当性については、主要工事件名説明書に記載された除却理由及び除却時期が適切であるか検証することをもって確認する。
- 更新工事に紐づかない除却費（単独除却工事等）のうち、1件あたりの金額が大きい案件については、除却理由及び除却時期が適切であることを検証する。

託送料

- 一般送配電事業者が送配電の設備を使用する場合の、当該設備使用に係る託送料は、使用契約相手方の送電事業者より経済産業大臣への届出（変更命令付）がされているところ、契約内容が効率化等を加味したものとなっているかについて検証を行う。

離島費用・収益

- 燃料費は、直近の市場価格等に基づく合理的な燃料単価を使用していることについて検証を行う。
- 減価償却費（離島等供給に係る発電設備）は合理的な設備投資計画に基づき、適切に計算されていることについて検証を行う。
- その他の費用については、現行の託送料金算定規則に基づき算出されていることについて検証を行う。

その他の費用

- その他の費用については、過去実績値及び規制期間の見積り値において、異常な推移の有無を確認する。異常な推移があると判断された場合には、その理由の適切性等の検証を行う。

【参考】その他費用 – 審査要領（抜粋） – 1 / 2

第16回料金制度専門会合
資料4（2022年8月8日）

5. 第三区分費用の審査・査定

第三区分費用については、算定省令第五条第一項に定める修繕費、委託費、賃借料、託送料、固定資産除却費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、他社購入送電費、地帯間購入送電費、一般送配電事業等に係る電力料、需給調整市場手数料、電力費振替勘定（貸方）、開発費、株式交付費、社債発行費、開発費償却、株式交付費償却、社債発行費償却、廃炉等負担金、離島等供給に係る費用及び離島等供給に係る収益であって一般送配電事業等に係るものを対象に、算定省令第五条第三項の規定により算定されているか否かにつき審査するものとする。

また、第三区分費用については次に掲げるとおり、査定を行う。

(1) 修繕費

規制期間における見積り費用の算定根拠及び参照期間における実績との差異要因が妥当なものとなっているか査定する。妥当であると認められない費用については、収入の見通しへの算入を認めない。参照期間における各一般送配電事業者の実績額に、主要送変電設備、主要配電拡充投資及び主要配電更新投資等における各一般送配電事業者の査定率を乗じる。ただし、その査定率が適用された費用額に加えて、各一般送配電事業者からの合理的な説明がなされた費用額に限り、収入の見通しに算入することを認める。合理的な説明の確認に当たっては、参照期間において発生していない費用であって、規制期間に新たに発生する費用であるか、個別の一般送配電事業者特有の外生要因によって新たに発生する費用であるか等の観点から重点的に行うこととする。

(2) 賃借料

各費用について、各一般送配電事業者の規制期間における見積り費用の算定根拠及び参照期間における実績との差異要因が妥当なものとなっているか査定する。特に借地料や借家料の妥当性については類似事例における費用等と照らし合わせたうえで、重点的に検証を行うこととする。妥当であると認められない費用については、収入の見通しへの算入を認めない。

(3) 託送料

託送契約内容の精査等を行い、各一般送配電事業者の規制期間における見積り費用の算定根拠及び参照期間における実績との差異要因が妥当なものとなっているか査定する。特にその託送契約の諸元となる各費用について重点的に検証を行うこととする。妥当であると認められない費用については、収入の見通しへの算入を認めない。

【参考】その他費用 – 審査要領（抜粋） – 2 / 2

第16回料金制度専門会合
資料4（2022年8月8日）

（4）固定資産除却費（除却損及び除却費用）

各一般送配電事業者の規制期間における見積り費用の算定根拠及び参照期間における実績との差異要因が妥当なものとなっているか査定する。特に除却のタイミングや除却の妥当性については当該除却を含む個別の工事計画等と照らし合わせたうえで、重点的に検証を行うこととする。妥当であると認められない費用については、収入の見通しへの算入を認めない。

（5）廃炉等負担金

これまで東京電力パワーグリッド株式会社が経営合理化により捻出してきた額を引き続き廃炉等負担金に充てることを可能とする観点から、従前より捻出してきた廃炉等負担金の実績値に加えて、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第四十五条に基づき認定された特別事業計画や福島第一原子力発電所の廃炉の進捗等を踏まえた同法第五十五条の九に基づいて取り戻される廃炉等積立金の状況等を踏まえて妥当な金額となっているか、検証を行うこととする。なお、廃炉等負担金の実績については、毎年度その妥当性について、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等第2処分の基準(15)③に基づく確認を行う。

（6）離島等供給に係る費用及び収益

各一般送配電事業者の規制期間における見積り費用の算定根拠及び参照期間における実績との差異要因が妥当なものとなっているか査定する。特に、離島等供給に係る発電設備について発生する各費用（減価償却費や燃料費、修繕費等）について、重点的に妥当性の検証を行うこととする。妥当であると認められない費用については、収入の見通しへの算入を認めない。

（7）第三区分費用のうち、(1)～(6)以外の費用 委託費、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、他社購入送電費、地帯間購入送電費、一般送配電事業等に係る電力料、需給調整市場手数料、電力費振替勘定（貸方）、開発費、株式交付費、社債発行費、開発費償却、株式交付費償却、社債発行費償却、であって一般送配電事業等に係るものの査定については、以下のとおり行うものとする。

費用ごとに各一般送配電事業者の規制期間における見積り費用の算定根拠及び参照期間における実績との差異要因が妥当なものとなっているか査定する。妥当であると認められない費用については、収入の見通しへの算入を認めない。

託送料 ー全体概要ー

- 託送料は、一般送配電事業者が、託送契約により、他者に委託して他者の設備を使用して送電・変電・配電を行う際に発生する費用であり、電源開発送変電ネットワークの送電設備等の利用料、全国融通振替、広域需給調整融通振替、他の発電事業者の設備利用料等を計上している。
※第18回料金制度専門会合にて整理された振替を反映済。
- 次ページ以降で電源開発送変電ネットワーク向けの託送料とその他託送料について、それぞれ検証を行った。

<託送料：参照期間及び規制期間の推移>

(単位：百万円)

会社	参照期間							規制期間							増減 (B)-(A)
	2017	2018	2019	2020	2021	5ヶ年計	5ヶ年平均(A)	2023	2024	2025	2026	2027	5ヶ年計	5ヶ年平均(B)	
北海道電力NW	1,582	1,621	1,600	1,618	2,109	8,530	1,706	2,032	2,032	2,032	2,032	2,032	10,159	2,032	326
東北電力NW	580	590	597	703	961	3,431	686	961	960	960	959	958	4,798	960	273
東京電力PG	16,298	16,204	15,704	16,039	17,589	81,835	16,367	18,145	18,145	18,068	17,945	17,565	89,868	17,974	1,607
中部電力PG	4,070	4,073	4,072	4,316	5,363	21,894	4,379	5,348	5,371	5,159	5,185	5,894	26,958	5,392	1,013
北陸電力送配電	353	332	322	398	536	1,941	388	482	482	482	482	482	2,408	482	93
関西電力送配電	10,462	10,316	10,045	10,173	10,118	51,114	10,223	9,243	9,263	9,329	8,816	8,493	45,144	9,029	▲ 1,194
中国電力NW	2,671	2,980	3,096	3,795	3,543	16,085	3,217	3,525	3,942	3,838	3,891	3,883	19,080	3,816	599
四国電力送配電	6,311	6,301	6,265	5,370	5,359	29,606	5,921	5,126	5,899	6,428	6,492	6,480	30,425	6,085	164
九州電力送配電	2,543	3,202	3,206	3,344	3,390	15,684	3,137	3,390	3,390	3,390	3,390	3,390	16,948	3,390	253
沖縄電力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

<【再掲】上記のうち電源開発送変電ネットワーク分：参照期間及び規制期間の推移>

(単位：百万円)

会社	参照期間		規制期間		増減 (B)-(A)
	5ヶ年計	5ヶ年平均(A)	5ヶ年計	5ヶ年平均(B)	
北海道電力NW	8,041	1,608	8,262	1,652	44
東北電力NW	1,902	380	1,902	380	0
東京電力PG	74,799	14,960	75,668	15,134	174
中部電力PG	20,302	4,060	20,270	4,054	▲ 6
北陸電力送配電	125	25	125	25	0
関西電力送配電	38,266	7,653	30,245	6,049	▲ 1,604
中国電力NW	15,053	3,011	15,657	3,131	121
四国電力送配電	29,105	5,821	28,819	5,764	▲ 57
九州電力送配電	15,246	3,049	15,879	3,176	127
沖縄電力	-	-	-	-	-

- 1. 電源開発送変電ネットワーク向け託送料の検証**
2. その他託送料の検証

1. 託送料 – 査定方法（中間とりまとめ） –

託送料金制度（レベニューキャップ制度）
中間とりまとめ（2021年11月）

- 託送料は、一般送配電事業者が、託送契約により、他者に委託して他者の設備を使用して送電・変電・配電を行う際に発生する費用である。送電事業者の設備を使用する場合、その設備使用に係る料金は、送電事業者より経済産業大臣への届出（変更命令付）がなされている。
- レベニューキャップ制度下においては、託送料についても、他の送配電関連費用と同様に国による費用査定を行うことが適当と考えられることから、以下のとおり、各託送契約の内容を精査するなど、個別査定を行う。

イメージ

一般送配
電事業者
A

一般送配
電事業者
B

一般送配
電事業者
C

設備使用
毎の契約

設備使用
毎の契約

設備使用
毎の契約

他の一般送配電事業者
送電事業者

託送料の査定（案）

- ✓ 個別査定にあたっては、各既存契約内容（料金水準）の合理性などを事業者ヒアリング、横比較等を行いながら検証する。
- ※個別査定の結果、料金水準等の契約内容が合理的で無いと判断された場合については、その託送契約の変更について、当該事業者間で協議を行う必要があると考えられる。

1. 託送料 – 電源開発送変電ネットワーク向け託送料の検証方法 –

- 託送料のうち、電源開発送変電ネットワーク（以下「電源開発NW」とする。）と各一般送配電事業者との託送契約に係る費用は、民間同士の契約から発生する費用であるものの、一般送配電事業者の送配電関連費用の一部を構成するものであり、かつ電源開発NWは我が国の系統ネットワークの重要な一部を担う送電事業者であることから、費用について一定の効率化を求める事が適当と考えられ、各託送契約の内容を精査するなど、個別検証を行うこととする。
- この検証にあたり、現状、電源開発NWと一般送配電事業者の事業構造や費用区分等は異なっており、その平仄を揃えること及び数値の精緻化を行うには相応の時間がかかることから、第1規制期間については、**適切な事業報酬率の設定及び効率化係数の適用について、詳細な検討を行うこと**としたい。



【参考】送電事業者と一般送配電事業者の事業構造の比較

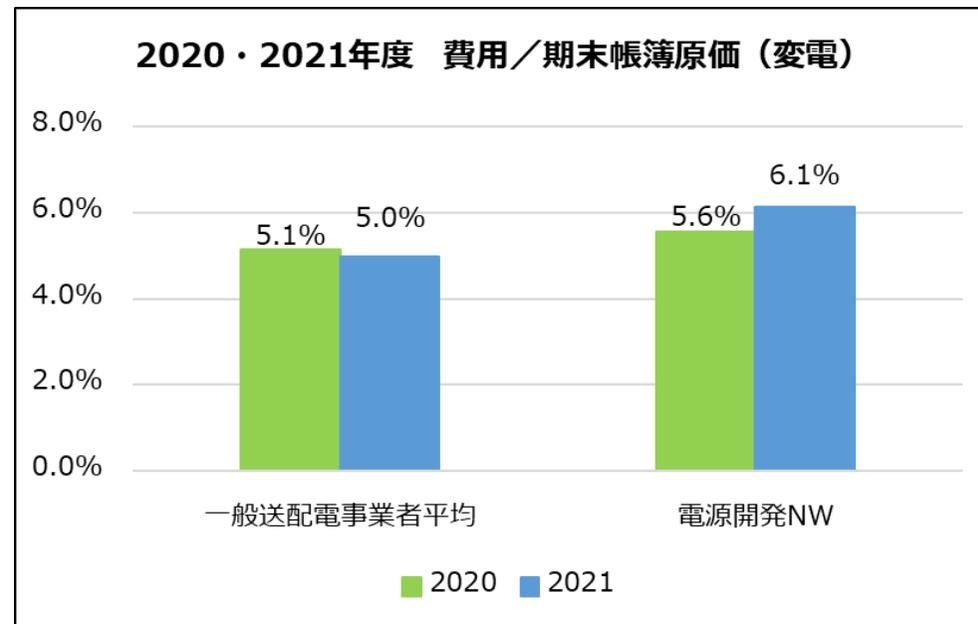
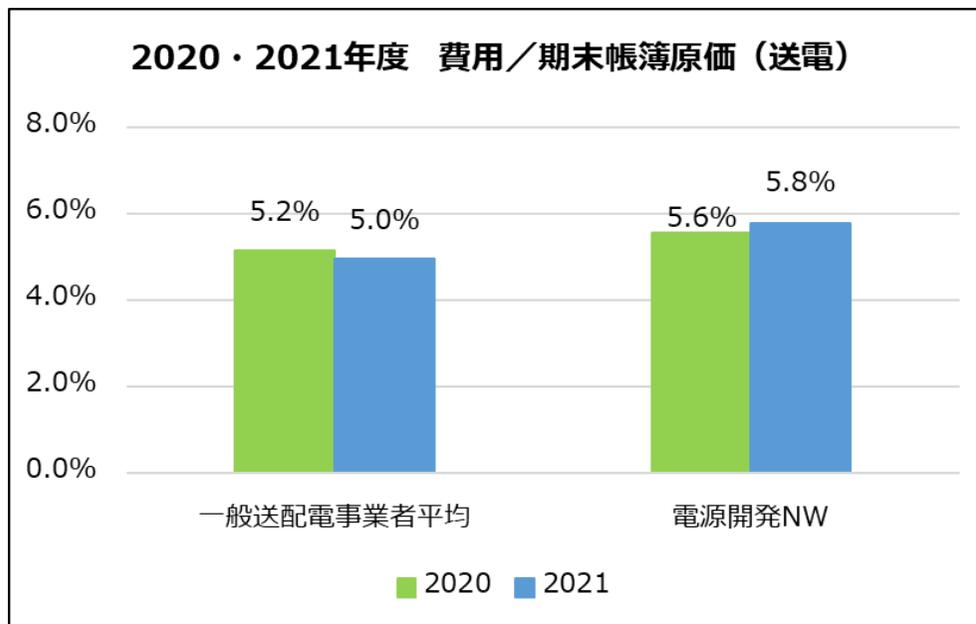
- 検証にあたり、送電事業者（電源開発NW）と一般送配電事業者の事業構造の差異について以下のとおり整理。

項目	送電事業者（電源開発NW）	一般送配電事業者	留意条項
設備構成	<ul style="list-style-type: none"> ● 送電線はほぼ特高 ● 変電所は4カ所のみ ● 線的（1次元）な広がり ● 特殊な設備の存在感が大きい 	<ul style="list-style-type: none"> ● 送電線は特高～高圧～低圧の全てがあり、低圧の設備ボリュームが大 ● 変電所も特高から低圧まで多数あり、低圧の設備ボリュームが大 ● 面的（2次元）な広がり 	対象設備・費用の統一が必要
事業形態	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般送配電事業者への振替供給の専業 ● 設備の設置・使用期間・廃止は一般送配電事業者との協議を踏まえ決定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 接続供給（インバランス供給）、配電、最終補償、系統計画、系統運用を担う ● 設備の設置・使用期間・廃止は自分自身で決定 	電源開発NWは、一送に収入を依拠し、事業の自律性が低い
事業拠点	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国の主要設備近傍に配置 	<ul style="list-style-type: none"> ● エリア内に分散配置 	需要等の考え方に考慮が必要
規制・制度	<ul style="list-style-type: none"> ● 参入・退出許可制 ● 民民契約、届出料金 ● 一般送配電事業者との協議を踏まえ地点別に料金収受 	<ul style="list-style-type: none"> ● 参入・退出許可制 ● 国による査定を経た認可料金 ● 約款により系統利用者から料金を収受 	電源開発NWの料金については特段のルールが無い

【参考】電源開発NWと一般送配電事業者の費用の比較

- 電源開発NWと一般送配電事業者について、費用比較（設備規模に拠らない指標である年経費率※を使用）を実施した結果、電源開発NWは一般送配電事業者平均と比較して、年経費率が送電、変電のいずれにおいても同水準又は割高な傾向となっていた。

※年経費率は、送電費用、変電費用を、送電設備、変電設備の期末帳簿原価で割った指標であり、マスタープランの費用便益評価でも用いられている指標。



一般送配電事業者平均と比較して、電源開発NWの年経費率はいずれも同水準又は割高な傾向

※ 一般送配電事業者各社の2020、2021年度託送収支公表資料をもとに、送電費、変電費、配電費及び販売費・一般管理費を水力発電費・火力発電費・新エネルギー等発電費・送電費・変電費・配電費の比率で配賦した金額を足したものを分子、各々の期末帳簿原価を分母として年経費率を算出。

※ 電源開発NWは同社より提出された2020、2021年度決算資料に基づいて算出（送電費・変電費には一般管理費を含む）。

※ 一般送配電事業者、電源開発NWともに送電設備には架空・地中・水底電線路を含み、変電設備には周波数変換所、交直変換所を含む。

※ 電源開発NWの費用のうち、託送契約設備に係る費用ではない他社との賃貸借・共架・保守委託等の契約金額は控除。

1. 託送料【論点1】 - 事業報酬率の考え方 -

- 現行の電源開発NWの事業報酬率は各契約の平均で2.76%（その他費用に含まれる契約）
- 第18回料金制度専門会合における検証において、一般送配電事業者の事業報酬率が、現行託送料金制度における算出方法を基本としつつ、最新の数値や分社化後の状況も踏まえた諸元に更新した結果、**1.9%から1.5%に見直されたことを踏まえると、電源開発NWの事業報酬率についても見直しを図られることが適当。**

自己資本報酬率

算出式

$$\text{公社債利回り実績率}_{※1} \times (1-\beta) + \text{全産業の自己資本利益率}_{※2} \times \beta_{※3}$$

- ✓ ※1) 公社債利回り実績率について、直近5年間の平均値を用いて算定する。
- ✓ ※2) 全産業の自己資本利益率について、直近5年間の平均値を用いて算定する。
- ✓ ※3) 分社化に伴い、一般送配電事業者は非上場会社となりβ値が存在しない。β値については、事業リスクが一般送配電事業者と同様に低かった東日本大震災前5年間における親会社のβ値を用いる。

レバニューキャップ制度における算出方法

他人資本報酬率

算出式

$$\text{公社債利回り実績率}_{※1} + \text{一般送配電事業者のリスクプレミアム平均値}_{※2}$$

- ✓ ※1) 公社債利回りについては、直近5年間の平均値を用いて算定する。
- ✓ ※2) 一般送配電事業者のリスクプレミアム値については、分社化後の実績値を用いることも考えられるが、資金調達の実態等も踏まえ、事業リスクが一般送配電事業者と同様に低かった東日本大震災前5年間の(旧一般電気事業者の平均有利子負債利率-公社債利回り実績率)の平均値を用いる。

	採録期間	β	リスクプレミアム	事業報酬率
一般送配電事業者における事業報酬率の設定	震災前5年	0.42	0.31%	1.5%

1. 託送料【論点1】 - 事業報酬率の考え方 -

- 一般送配電事業者の事業報酬率は今回の検証にて、1.5%と算定されたが（A）、送電事業者の事業構造の違いや送電事業者の事業リスクは東日本大震災前後も大きな変化がない点を考慮し、直近5年を採録期間として電源開発NW親会社の電源開発における事業リスク（ β 値）やリスクプレミアム値を踏まえて計算した事業報酬率は2.8%となる（B）。

※事業報酬率の見直しに併せて、法人税等についても直近の2020、21年度の実績に置き換える。

- 送電事業者における託送費用については、経済産業大臣への料金の届出により回収の確実性が一定程度は担保されていることを踏まえると、（A）と（B）の間に適切な事業報酬率の水準があると考えられる。ただし、この水準の精緻化を行うためには、相応の時間をかけて、電源開発NWと一般送配電事業者の事業構造や事業リスクの違いを検証する必要があることから、第1規制期間については、（A）と（B）の中間値である2.2%（C）が事業報酬率として妥当と考えられるのではないか。

事業報酬率の設定方法について		採録期間	β	リスク プレミアム	事業報酬率
(A)	一般送配電事業者における事業報酬率 (採録期間を震災前5年間と設定して算定)	震災前5年	0.42	0.31%	1.5%
(B)	電源開発における事業報酬率 (採録期間を直近5年と設定して算定)	直近5年	0.75	0.84%	2.8%
(C)	(A) と (B) の中間値				2.2%

1. 託送料【論点1】 – 新しい事業報酬率の適用範囲 –

- 電源開発NWにおける契約においては、フラット型の契約※1（基本的に事業報酬率3.0%、一部の新規契約は1.9%）と逓減型の契約※2（事業報酬率1.9%）があるが、当初の目的であるコスト効率化を果たす観点から、**既に2.2%以下の契約については、一定程度の効率化が図られているとみなし現状維持とし、2.2%を上回る契約については、電源開発NWと契約の見直し協議を行うことが適当。**

※1 運転開始時における当該設備の維持管理費、減価償却費、事業報酬等をもとに算定した原価総額を基本的に据え置く固定料金制。

※2 経年による当該設備の維持管理費、減価償却費、事業報酬等の逓減を踏まえて算定した逓減料金制 + 定期改定を実施。

事業報酬率の設定範囲について	
全ての契約に対して、新たな事業報酬率2.2%を設定	既に事業報酬率を1.9%と設定している契約を2.2%に見直すことによりコスト効率化が困難となるおそれ

事業報酬率の設定範囲について	
既存の契約のうち、事業報酬率が2.2%を上回る値で設定されている契約	2.2%に見直し
既存の契約のうち、事業報酬率が既に2.2%を下回る値で設定されている契約	現状を維持

1. 託送料【論点2】 – 効率化係数の設定 –

- 一般送配電事業者に適用する効率化係数については、定量的に想定し得る効率化目標から、さらに追加的な効率化を目指して設定し、具体的には規制期間における需要減少率に、供給計画における想定ズレをさらに加味した、5年2.5%（年率0.5%）を設定している。
- 本件託送料に係る効率化係数については、以下の案①～③が考えられる。
 - 案①：設定を行わない ※電源開発NWにおいて既に十分な効率化が行われている前提
 - 案②：5年2.1%（年率0.475%） ※ドイツの第2規制期間における効率化係数値を参照
 - 案③：5年2.5%（年率0.5%） ※一般送配電事業者の第1規制期間における効率化係数値を参照
- これまでのレベニューキャップにおける検討経緯を踏まえると、本件託送料に対しても一般送配電事業者の送配電関連費用と同じ水準の効率化を求めることが妥当であることから、案③（効率化係数5年2.5%）が望ましいのではないかと。

※本件託送料における効率化係数設定対象範囲については、後述。

【参考】効率化係数の設定について

- 効率化係数の設定に当たっては、需要減少時に伴い中長期的に減少することが期待される費用を加味する観点から、規制期間において想定される**需要減少率約1.1%/5年を参考とする案【案1】が、議論の発射台として考えられるところ。**
- 一方で、第1規制期間において限定的なインセンティブ設定とする方針の我が国と状況が類似しているという理由から、**ドイツ（＝インセンティブは設定せず）の第2規制期間における効率化係数7.5%/5年（年率1.5%）を参考とした場合**、ドイツにおける効率化係数の対象費用の割合（2割）と、我が国のレベニューキャップ制度における効率化係数の対象費用の割合（7割）を用いて**補正をすると、効率化係数は約2.1%となる【案2】。**
- さらに、**【案1】として示した需要減少率は、過去の供給計画における実績値が、想定値から約1%減少する傾向にあることを加味すると、効率化係数の対象経費の割合（7割）を用いて補正した場合、約2.5%となり、当該値を効率化係数として設定することも考えられる【案3】**
- 上記を踏まえ、**海外比較による定量的な観点から妥当な効率化係数の設定を検討した場合、【案2】2.1%/5年の水準が考えられるところ、我が国の第1規制期間においては、事業者にコスト効率化を求める観点から、抑制的な水準値とする方向で検討しているインセンティブ水準等とは異なり、より野心的な目標を設定することとし、【案3】の2.5%/5年を設定する。**

案1	● 査定時に過去実績を参照する期間（2017～2021年度）と規制期間（2023～2027年度）を比較した際の需要減少率を、効率化係数の対象費用の割合（7割）を用いて補正	5年 1.1%（年率0.22%）
案2	● ドイツの第2規制期間における効率化係数値を参照して算出	5年 2.1%（年率0.425%）
案3	● 定量的に想定し得る上記効率化目標から、さらに追加的な効率化を目指して設定 （案1の需要減少率に、供給計画における想定ズレをさらに加味）	5年 2.5%（年率0.5%）

1. 託送料【論点2】 – 効率化係数の適用範囲 –

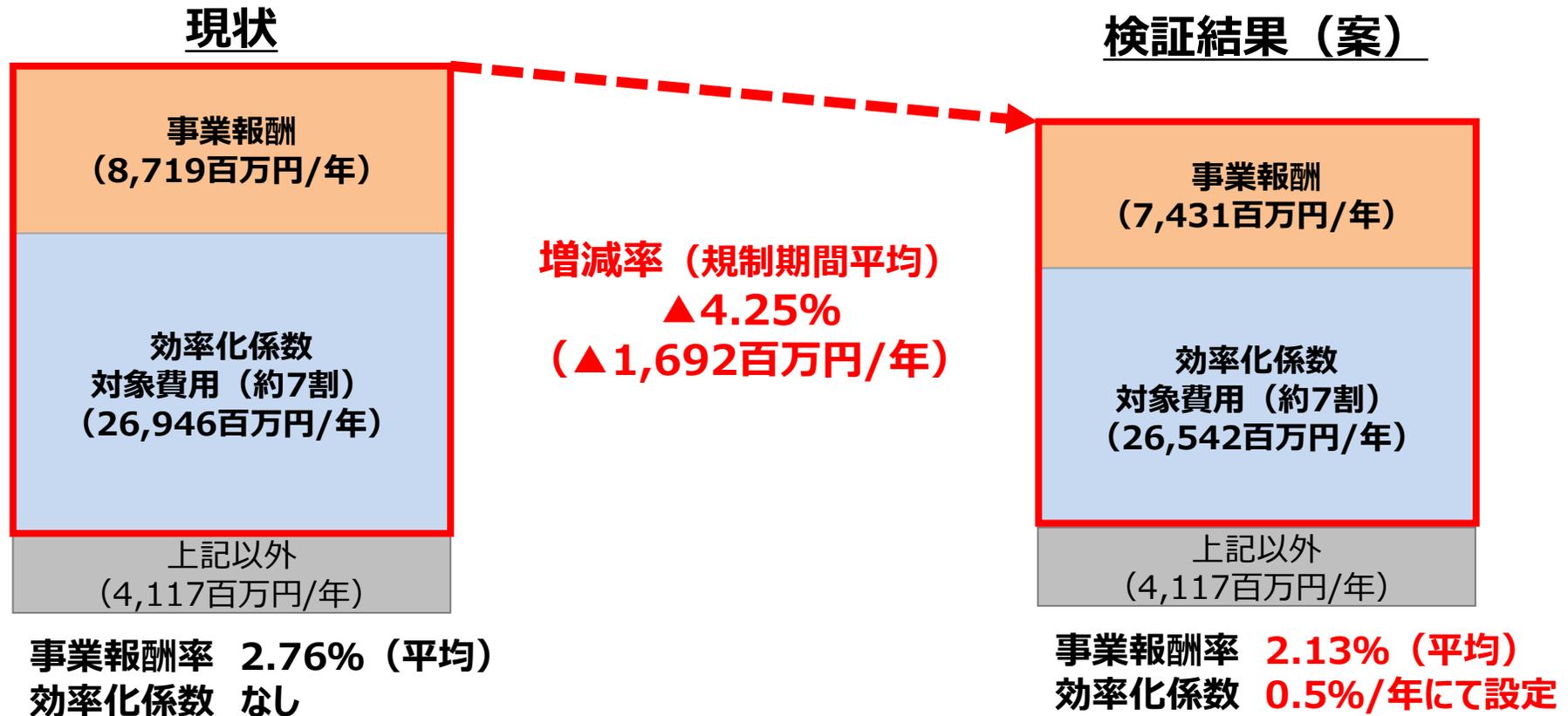
- 効率化係数の適用範囲については、電源開発NWの契約に示されている各費用について、一般送配電事業者と同様の費目について効率化係数を設定するものとした場合、費用に占める対象費用の割合が全体として一般送配電事業者とほぼ同程度（70%程度）となることから、託送料（電源開発NW分）の70%を対象とし、効率化を促すこととしてはどうか。



※補償費は「事後検証を行う費用」に含まれる。 18

1. 託送料 【検証結果】事業報酬率の見直し+効率化係数の設定

- 事業報酬率の見直し及び効率化係数の設定により、いずれも事務局案を採用した場合、電源開発NW向け託送料については、現状より▲4.25%（規制期間平均）となる。
- 各一般送配電事業者は、収入の見通しの算定にあたり、電源開発NW向け託送料については、この結果（事業報酬率の設定見直し、効率化係数の設定）を踏まえて、電源開発NWと契約の見直し協議を行う前提で算定することが適当ではないか。



※単位は、百万円。直近の契約額に基づき計算。

1. 電源開発送変電ネットワーク向け託送料の検証
2. **その他託送料の検証**

2. その他託送料 ー検証結果ー

- その他託送料には、全国融通振替、広域需給調整融通振替、他の発電事業者の設備利用料等があり、2021年度実績、または直近の契約により見積もりしていることを確認した。なお、全国融通振替、広域需給調整融通振替は各社間の取引実績と相違がないことを確認した。

※第18回料金制度専門会合にて整理された振替を反映済。

<その他託送料：参照期間及び規制期間の推移>

(単位：百万円)

会社	参照期間							規制期間							増減 (B)- (A)
	2017	2018	2019	2020	2021	5ヶ年計	5ヶ年平均 (A)	2023	2024	2025	2026	2027	5ヶ年計	5ヶ年平均 (B)	
北海道電力NW	4	44	22	41	379	489	98	379	379	379	379	379	1,897	379	281
東北電力NW	200	209	217	323	581	1,530	306	581	580	579	579	578	2,896	579	273
東京電力PG	1,338	1,245	745	1,079	2,630	7,036	1,407	2,840	2,840	2,840	2,840	2,840	14,200	2,840	1,433
中部電力PG	1	4	3	247	1,338	1,593	319	1,338	1,338	1,338	1,338	1,338	6,688	1,338	1,019
北陸電力送配電	328	307	297	373	511	1,816	363	457	457	457	457	457	2,283	457	93
関西電力送配電	2,357	2,328	2,065	3,008	3,090	12,848	2,570	2,472	3,096	3,301	3,063	2,967	14,899	2,980	410
中国電力NW	2	1	2	342	684	1,032	206	684	684	684	684	684	3,422	684	478
四国電力送配電	27	26	39	88	321	501	100	321	321	321	321	321	1,606	321	221
九州電力送配電	0	26	30	168	214	438	88	214	214	214	214	214	1,068	214	126
沖縄電力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-